

一般社団法人日本 CP サッカー協会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本 CP サッカー協会と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、脳性まひ者 7 人制サッカー競技の普及・発展、競技力向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 脳性まひ者 7 人制サッカーの普及の促進
- (2) 脳性まひ者 7 人制サッカーの競技力向上の促進
- (3) 脳性まひ者 7 人制サッカーの選手・指導者等の育成
- (4) 脳性まひ者 7 人制サッカーの大会開催
- (5) 脳性まひ者 7 人制サッカーの国際大会への参加
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 4 章 関連団体への加盟

(団体への加盟)

第 6 条 当法人は、目的達成のため、関連団体に加盟することができる。

第5章 会員

(種別と資格の取得)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 一般会員

この法人の事業に参加するために入会した個人および、日本C Pサッカー協会に登録チームに属する個人

- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(会費)

第8条 一般会員並びに賛助会員は、別に会員規定で定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 一般会員並びに賛助会員は、この法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、予告をするものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき、又は法人が解散したとき。

(会員名簿)

第12条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記録した会員名簿を作成する。

(拠出金品の不返還)

第13条 会員がすでに納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第6章 社員

(法人の構成員)

第14条 当法人は、当法人の事業に賛同する第7条における正会員をもって構成する。

(経費等の負担)

第 15 条 正会員は、入会金及び年会費を納めなければならない。

2. 基金は、基金募集を行った場合は、別に定める規定に基づき返還する。

(正会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 16 条 正会員がその資格を喪失したときは、当法人における正会員としての権利を

失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 当法人は、正会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費は返還しない。

(入社)

第 17 条 当法人の正会員として入社しようとする者は、別に定めるところにより申し込み、社員総会の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第 18 条 正会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 19 条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該正会員を除名することができる。

(1) 本定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(正会員資格の喪失)

第 20 条 前条のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が 6 か月以上されなかったとき

(2) 正会員全員が同意したとき

第 7 章 社員総会

(構成)

第 21 条 社員総会はすべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 22 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 基金、入会金及び会費の額
- (2) 正会員の入社及び除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の基準及びその額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の帰属先の決定
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

（開催）

第 23 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 24 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が会議の目的である事項を決定し、会長が招集する。

2. 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示し、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 25 条 社員総会の議長は、正会員の互選により決定する。

（議決権）

第 26 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 27 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第 28 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、社員総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

(決議の省略)

第 29 条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 8 章 役員

(役員の設置)

第 31 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上

2. 理事のうち 1 名を会長とする。また、会長を除き 2 名以内を副会長とすることができる。

3. 前項の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の代表理事とする。
4. 第2項の副会長のうち1名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
5. 理事の内、外部理事の目標割合20%以上および女性理事の目標割合40%に努める。

（役員の選任）

第32条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

（理事の職務及び権限）

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款に定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3. 会長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第35条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、引き続き理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第36条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- （1） 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第 37 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において、別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬などとして支給することができる。

第 9 章 理事会

(理事会の構成)

第 38 条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 38 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職
- (4) 業務執行理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第 39 条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集し、議長は互選により決定する。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定に関わらず、「法人法」第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第10章 基金

(基金)

第42条 当法人は、正会員が拠出する基金のほか、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2. 前項の基金については、別に定める規定により返還することができる。

第11章 各専門委員会および事業部

(各専門委員会および事業部)

第43条 当法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の決議に基づき、各専門委員会および事業部を置くことができる。

2. 前項の規定による各専門委員会および事業部の組織及び運営に関する規定は、理事会が定める。

第12章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支計画)

第45条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第47条 当法人は、当法人の正会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第13章 事務局

(事務局)

第48条 当法人の事務を処理するために事務局を置くことができる。

2. 事務局に職員を置くことができる。

(事務総長)

第49条 事務局の最高責任者として事務総長を置くことができる。

2. 事務総長は、会長の提案に基づき、理事会が選任及び解任する。

第14章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余資産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 53 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都足立区加平 3 丁目 3 番 1 7 号

ライオンズステーションプラザ北綾瀬 6 0 7 号

氏名 丸山 直樹

住所 神奈川県川崎市中原区新丸子東二丁目 9 2 7 番地

小杉 E K ビル 3 0 4

氏名 神 一世子

住所 岐阜県羽鳥市正木町須賀赤松 2 6 3 1 番地

氏名 栗本 裕也

(設立時の役員)

第 54 条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 丸山 直樹

神 一世子

栗本 裕也

設立時監事 月輪 淳紹

(設立時の代表理事)

第 55 条 当法人の設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時代表理事 丸山 直樹

(最初の事業年度)

第 56 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 57 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

この定款は、平成 28 年 1 月 27 日から施行する。

この定款は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

上記は、当法人の現行定款に相違ないものとする。

一般社団法人 日本 C P サッカー協会

代表理事 栗本 裕也